

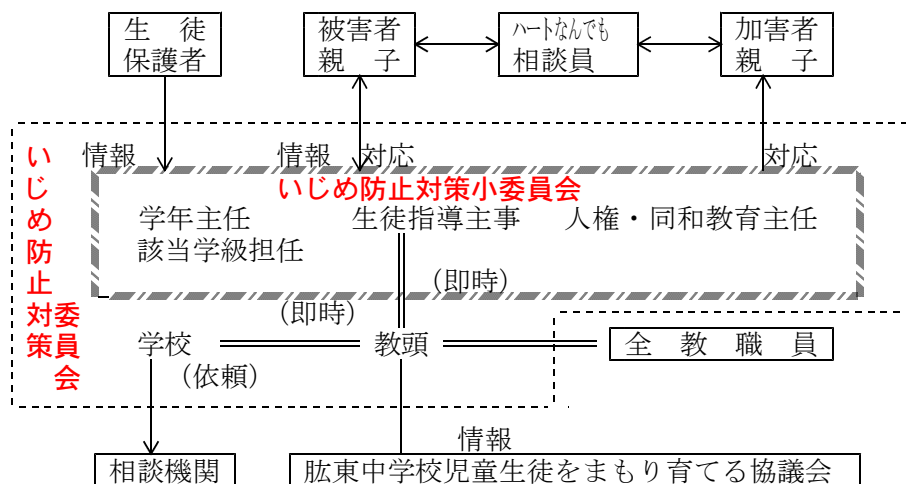
3 いじめの早期発見

(1) いじめの態様（インターネット等を通じて起こる事例も含む）

いじめは大きく下の4つに分類される。

- | | | |
|-------------|-----|---------------------|
| ア 言語的いじめ | ・・・ | はやし立てる、悪口、書き込み、からかい |
| イ 心理的精神的いじめ | ・・・ | 無視、仲間はずし、ネットいじめ、物隠し |
| ウ 身体的いじめ | ・・・ | 殴る、蹴飛ばす、プロレスごっこ |
| エ 性的ないじめ | ・・・ | ズボンをめがす、トイレをのぞく |

(2) 指導体制の確立



【いじめと思われる行為を発見したり情報が寄せられたりした場合の対応】

- ① すぐに「いじめ小委員会」を開催する。
- ② その後すぐに小委員会の協議事項の情報を、全教職員に提供し、体制を整える。
- ③ 指導に関しては、「いじめ問題への対応マニュアル」を参考にするとともに、いじめ対応委員会、小委員会で協議して対応する。
- ④ 相談機関は警察、児童相談所を中心に置き、指導の協力も依頼する。

(3) 職務別の任務内容

校 長（校内責任者）

（予防）

- 「いじめは絶対に許さない」ことを教職員・生徒に徹底させるため、陣頭指揮を執る。
- 教職員に対し、いじめを防止する学校の義務の徹底を図り、いじめ問題に関してはどんな小さなことでも校長に報告するよう指示する。
- 肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会において組織的な対応について方向付けをする。
- 教育委員会、関係機関、市内の中学校及び校区内小学校との情報交換を図り、いじめを出さない学校経営に努める。
- 必要に応じて保護者との面接を行ったり、相談機関に対する依頼状に署名、捺印する。

（対応）

- 肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会において組織的な対応について方向付けをする。
- 必要に応じていじめの被害者・加害者・傍観者やその保護者との面談、指導を行う。

教 頭（校内総括者）

（予防）

- 肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会における意見をまとめ、調整するとともに、各校務分掌ごとの対応状況等について指導助言する。
- 保護者や地域の人たちに対し、学校の取組を積極的に広報する。
- 保護者や地域からの意見の収集や整理を行い、必要に応じて肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会やいじめ対応委員会に情報を伝える。
- 生徒、教職員、保護者を対象とする研修計画の立案や講師等外部との折衝を担当する。
- 日頃から相談機関との連絡を取り、情報の交換に努める。

（対応）

- 肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会における意見をまとめ調整するとともに、各校務分掌ごとの対応状況等について指導助言する。
- 必要に応じていじめの被害者・加害者・傍観者やその保護者との面接、指導を行う。

生徒指導主事

（予防）

- いじめ対応委員会を開催し、いじめの予防についての研修を行う。
- いじめの勉強会を企画し、どういう学級運営をすればいじめが少なくなるか等教師の指導力の向上に努める。
- 肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会で学校の情報を伝え、事例検討を通して、学校の対応、地域・相談機関の協力体制づくりに努める。
- 生徒指導通信等を通して生徒・保護者・地域の人たちへの啓発に努める。
- 生活状況調査や相談活動を通して、いじめの早期発見を図る。
- 各種研修会への参加計画について研修主任と調整する。
- 関係機関との連絡会に参加し、情報収集と協力体制の整備を図る。
- いじめについて話した資料を蓄積し、協議会などで報告する。

（対応）

- 小委員会を開催し、いじめの早期対応に努める。
- いじめ対応委員会を開催する。（具体的な対応はいじめ小委員会にゆだねる）

全 教 職 員

（予防）

- 生徒の行動に常に関心を持ち、生徒の変化や異常を発見することに努める。
- いじめに対し、生徒の行動様式で見るのではなく人権侵害の観点で見るよう努める。
- 「いじめの予防・早期発見について」を実践する。
- いじめの予防や解消のための指導技術を習得するために学習する。
- いけないことはいけないと気づきしだい注意する。

学 級 担 任

（予防）

- いじめをしそうな生徒、いじめられやすいと思われる生徒については、日頃から教育相談を

行い、いじめの予防に努める。

- 学級のいじめ解消に全力で取り組む旨を生徒に宣言するとともに、いじめの構造をなくすため、集団生活の在り方を実践指導する。
- 「いじめは絶対にしない、させない、許さない」ことを日頃から学級指導などで徹底的に行い、「いじめ防止のルールづくり」をさせる。
- 道徳や学級活動の時間を利用して、いじめ問題についての討議を積極的に行う。
- 生徒や保護者からの情報を受けやすくする工夫を常に行うとともに、休み時間なども生徒と過ごす時間を積極的に作るなど、生徒の観察を怠らない。
- エンカウンターの授業を積極的に取り入れ、好ましい人間関係作りに努める。
- 生活調査の結果を十分検討し、継続的に教育相談を行う。年度初めや転校生があった場合はいじめが発生しやすいので、人間関係の変化に注意し、いじめ発見に努める。

(対応)

- いじめの訴えがあったりいじめではないかと思われたりすることがあれば、直ちに学年主任と生徒指導主事を通して校長に報告しなければならない。
- いじめ小委員会に参如し、組織的対応を考えるとともに生徒・保護者（家庭）への対応を組織的に行う。学級担任が一人で抱え込んで対応することがないようにする。
- いじめの把握、被害者・加害者・傍観者とその保護者との対応について「いじめ問題への対応」を参考にしながら適切に処理する。

学 年 主 任

(予防)

- 学級担任と情報交換を図り、協力していじめの予防に努める。
- 学年全体のいじめの実態を把握し、記録を蓄積する。
- いじめられやすいと思われる生徒やいじめに対する抵抗力の弱い生徒に自衛策を身につけさせる。

(対応)

- いじめ小委員会に参加し、対応を考えるとともに学級担任と情報交換を図り、協力して加害者・被害者・傍観者およびその保護者との対応に努める。

人権・同和教育主任

(予防)

- 人権委員会を中心に実態把握といじめ予防の活動に取り組む。
(人権集会、友情の3か条、生徒会新聞、人権劇の脚本制作と上演等)

(対応)

- いじめ小委員会に参加し、人権を守る立場から対応を考える。

生徒会担当者

(予防)

- 生徒会（人権委員会）を中心に、友情の3か条の唱和等、日頃から啓発活動ができるように指導・支援をする。
- 人権まつりにおいて、生徒が人権劇の企画・運営を行えるよう助言をするなど、様々な学校行事において、いじめが起きない学校作りに努める。

(対応)

- 人権委員会を中心に問題解決に取り組む。
- 学級委員を中心に、話し合い活動を充実させる。

スクールカウンセラー

(予防)

- 相談者のカウンセリングを行い、いじめの情報があれば学級担任又は、生徒指導主事に報告する。
- 必要に応じていじめの加害者及び被害者の相談に応じ、心の安定を図る。

(対応)

- 必要があればいじめ対応委員会に参加して対応を考えるとともに、いじめの加害者・被害者・傍観者とその保護者のカウンセリングを行い、いじめの再発を防ぐ。

養護教諭・保健主事・不登校対応担当者

(予防)

- 生徒の「心の居場所」としての役割を果たすとともに、学校保健管理の要として心の健康に関する研修会を企画するなど、積極的に問題解決に努める。
- 生徒の心と体の健康チェックに努めるとともに、特に保健室利用者の中にいじめを受けているものがないか確認する。
- 不登校の背景にいじめがないか、生徒指導主事と協力して確認する。

(対応)

- いじめられた生徒の心の健康のためにアドバイスを行う。

教科担任

(予防)

- 職員朝礼などで情報を収集し、授業の様子などを学級担任に伝える。
- 学習指導と生徒指導の一体化に努め、いじめの原因が生じない授業の展開に努める。

(対応)

- いじめではないかと感じたらすぐに学級担任に報告する。
- いじめの加害者・被害者・傍観者の様子を観察し、学級担任に連絡する。

研修主任

(予防)

- いじめ問題に関する対応（実態調査、話し合いなど）のスケジュールを作成し、計画的に実践する。
- 研修の推進を行い、教職員のいじめ問題への対応力向上を図る。

(4) いじめの予防と早期発見

① 教師として

ア 校内研修の充実

いじめの予防についての勉強会を学期に一度開催し、予防・早期発見を図る。

イ 教育相談の充実

- ・ 学級担任は、教育相談の時間を設け、学級の生徒全員と教育相談を行う。
- ・ チャンス相談

ウ いじめ発見のチェックを定期的に行う。(チェック表を参照)

エ 暴力行為等に対し毅然とした態度で対応(警察への通報、家庭謹慎等)

オ 保護者との連携

- ・ 家庭連絡「良いことは電話で。悪いことは足を運ぶ。」
- ・ 家庭訪問、個別懇談の充実

② 生徒に対して

ア アンケート調査の実施

- ・ 生活調査(月末) ・ 人権委員会からの調査
- ・ その他必要に応じて各種の調査

イ いじめに対する教育の充実

- ・ 学級で問題解決策を立てて実行させる。
- ・ 生徒会で「いじめをしない・させない・許さない」ムード作りや、より良い人間関係作りの対策を練り、実行する。

ウ 個性についての教育

社会の一員として集団のルールを守り秩序を高めることを前提に行う。

エ 暴力行為等に対する対応

自分の行動に責任をとらせる。

(5) 保護者との連携および情報の共有

保護者に向けた広報活動による啓発

- ・ 子どもがいじめられたら、すぐに学校に連絡をする。
- ・ 子どもから友達がいじめられていると聞いたら、すぐに学校に連絡をする。
- ・ 子どもが暴力を受けた場合は学校と相談の上、警察への連絡も検討する。
- ・ 通信やHP等によって、日頃から生徒の学校での様子を知らせる。
- ・ いじめのサインやチェックポイントを知らせる。

(6) 地域および関係機関との連携

① 肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会と情報交換を行い、意見を求める。

ア 主任児童委員、民生児童委員に対して

家庭の教育力の向上に支援を呼びかける。

イ 公民館に対して

地域をあげての青少年健全育成に尽力を呼びかける。

ウ 学校医に対して

医者立場から生徒、保護者に意見を。

② 大洲市学校警察補導連絡協議会や生徒指導連絡協議会等で最新の情報を入手したり、署員と定期的に連絡を取り合ったりすることで問題を未然防止を図る。

(7) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応(いじめの防止等のための基本的な方針)

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。